

建設水道常任委員会

令和5年9月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○井上 卓也	大森恒太朗
横田 敏文	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 係 長	菅田 修久
上下水道課長	岡村 智生	同 課 長 補 佐	関口 修

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 大森委員、横田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

署名委員に大森委員、横田委員のおふたりを指名します。おふたりには、よろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、継続審査 都市基盤整備事業に関することについて報告させていただきます。

先月の本委員会において、西和医療センターの移転・再整備についてを報告いたしました。西和7町内での候補地となり得る土地の情報提供の件数について、9月1日付けで県から公表されましたので、ご報告いたします。

情報提供をおこなった町は、平群町、三郷町、斑鳩町、河合町の4町であり、この中から、8か所の候補地が挙げられております。これに、王寺町のJR王寺駅南側を加えた、計9か所を対象として、県が、今後、調査・検討し、関係者と意見交換したうえで、適地の選定を進める予定とのこととなります。

以上、継続審査 都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員 それぞれ場所については公表されていないんですか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 県からは場所のほうは非公表となっております。

課長

木澤委員 あと、選定ですけれど、県はめどとしてどれぐらいとかいうのも言ってないですか。

都市創生 当初の県知事と各7町長との懇談会において、今年度末というのをめどとして示されております。

課長

委員長 よろしいですか、ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第27号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、議案第27号 令和5年度 斑鳩町一般会計補正予算(第7号) 課長 についてのうち、当委員会の所管に関することについてご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたします。補正予算書の11ページから12ページをお願いいたします。はじめに、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第4目 土木費国庫補助金で、平成緊急内水対策事業において、国庫補助

金の認証増を受けたことから、社会資本整備総合交付金3,100万円の増額をお願いするものであります。

次に、歳出予算の補正についてであります。17ページから18ページをお願いいたします。はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第6目 企画費で、電気料金の高騰により、いかるがホールの施設管理運営業務委託料が当初見積りを上回ることから664万6千円の増額をお願いするものであります。21ページから22ページをお願いいたします。第6款 商工費、第1項 商工費では、第5目 iセンター・観光自動車駐車場管理運営費で、電気料金の高騰により、法隆寺iセンターの施設管理運営業務委託料が当初見積りを上回ることから48万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第3項 河川費では、第2目 治水対策費で、歳入で申しあげました国庫補助金の認証増を受けたことから、平成緊急内水対策貯留施設整備工事6,200万円の増額をお願いするものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費についてであります。第7款 土木費、第3項 河川費の平成緊急内水対策事業において、本年度末までに完成させることができないことから、1億2,400万円の予算措置をお願いするものであります。

次に、第3表 債務負担行為補正についてであります。歳出で申しあげました電気料金の高騰により、債務負担行為の限度額が当初見積りを上回ることから、文化振興センター施設管理運営業務委託契約の限度額を2億238万4千円から2億1,850万8千円へ増額する変更、斑鳩の里観光案内所及び観光自動車駐車場施設管理運営業務委託契約の限度額を4,323万5千円から4,449万3千円へ増額する変更を行っております。

以上、議案第27号 令和5年度 斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についての内、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員 平成緊急内水対策事業ですけれども、補正も組んでいただいで対応していただいでいることはいいことだなど思っているんですけれども、だいたいめどとして完成までのスケジュールっているのはどうなってますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課課長 基本的には今年度来年度で完成する予定でして、来年度分が今年度に前倒し交付されたところでございまして、基本的にはこの2年、もしくはあと1年かかるかというようなスケジュールでございます。

木澤委員 6月の雨も相当大変な状況でしたんで、早くできるにこしたことはないと思いますんで、よろしく願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 議案第27号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。
次に、(2)桜池耐震補強工事について、理事者の報告を求めます。
手塚建設農林課長。

建設農林課課長 それでは、奈良県が実施いたします桜池耐震補強工事について、ご報告させていただきます。資料1をお願いいたします。

桜池の耐震補強工事につきましては、令和3年度から耐震工事を実施しており、今年度で3年目となります。現在、工事実施に向けて入札事務を進めているところでございます。工事実施期間は、9月25日から来年の3月22日の工期で工事を進める予定であります。次に、今年度の工事内容についてですが、資料の平面図・横断図に赤色で着色しております堤防内法の遮水シート設置工事、堤坊に使用する土の地盤改良工事、洪水吐工事を予定しております。

この工事は、基本的には、ため池内での工事となりますが、堤坊から掘削を必要とする場合があります、この時に堤坊道路の通行止めを行う予定であります。期間は10月から12月の間で、2週間程度を予定しております。詳しくは、業者が決定してから、周辺住民等々には周知をさせていただきたいと考えております。通行規制時の対応や工事車両等の通行につきましては、安全に十分注意しての施工に努めるよう注意してまいります。

以上、桜池耐震補強工事についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生 それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について報告させていただきます。8月の本委員会において、駐車場収益の推移等の参考資料の提出依頼がありましたことについて、資料2を調製しましたので、その概要をご説明させていただきます。

まず、①の駐車場収入についてであります。観光協会が運営していた平成28年度から30年度まで、概ね2,100万円程度で推移しておりましたが、令和元年度に呉竹荘に運営が変わった後に、コロナ禍の影響により、令和2年度・3年度については、通常時から半分以下にまで減少しております。令和4年度には、社会経済活動の制限が緩和されましたが、コロナ禍前の実績には戻り切っていない状況となっております。

次に、②の駐車場管理費についてであります。通常時の金額としましては、概ね800万円から900万円台となっておりますが、収入と同様に、令和2年度・3年度につきましては、若干の減額が見られます。その内訳としましては、人件費が8割程度を占め、その他、光熱水費や施設清掃等に係る経費となっております。

次に、③の駐車場収支差額についてであります。平成28年度から30年度までの間は概ね1,200万円から1,300万円でありましたが、コロナ禍の影響により、令和2年度に213万円にまで減少した後、令和4年度には1,146万円にまで回復してきております。

最後に、④以降の項目についてありますが、この期間における駐車台数、斑鳩町推計観光客数、国内コロナ感染者数を参考指標として、お示ししております。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
横田委員。

横田委員 この表も、収支差額で呉竹荘さんが令和元年度からされているということなんですけど、その差額の部分についてはこの金額で斑鳩町へ納入されているという認識でよろしいでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 呉竹荘の管理は令和元年度以降となっておりますが、駐車場賃貸料の減免をいたしておりますのが、令和2年度から令和4年度までの3年間となっております。この3年間の収入としましては、収支差額の令和2年度なら213万3千円となっております。令和4年度にはそれが1,145万6千円まで回復してきているという、そういった状況になっております。

委員長 中川議長。

議長 前回、この駐車場の運営、管理について、呉竹荘のほうで、しっかりしてもらおうよということをお願いしましたが、その後呉竹荘に対してその旨を指導していただいたんやろか、その点を確認させていただきたいと思います。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 宿泊施設完了までの期間の駐車場の管理につきましては、暫定的な取り扱いということで、今、観光協会で空き状況等を受けている状況でありますものの本来、呉竹荘が主体的に責任をもって行うべき業務でありますことから、前回の委員会後、町から呉竹荘に対しまして再度対応の申し入れを行っております。その後、8月末に呉竹荘の担当者が町観光協会を訪問され、今後、両者間で協議を進めていただくこととなっております。

議長 それはしっかりと協議していただいたら結構かと思います。そのあと、呉竹荘のホテル建つところ、もう発掘調査すんでるのかな。駐車場はアスファルトカッター切って発掘してはったわな、去年かおととしか。建物のほう、昔の農協の倉庫跡地も発掘調査済みなのかな。

都市創生課長 確認してお答えさせていただきます。

委員長 これはスケジュール今まで示してやってきて、この間っていうのはあってんから、びっくりした。

中川議長。

議長 駐車場のほうはもともと建物なかった、建物が入る面積のところを、あれ発掘していると思うねんけど、それをするとき、なぜもともとの農協の倉庫跡地をしてるかしてないか確認して、するべきものやったらその時に同時に普通はさすの違うかな。どうやろ。

都市創生課長 本来であればそうだと思うんですが、少し確認させていただきます。

委員長 そしたら確認して報告していただけますか。

これ、私のほうから、この表よくできていると思います。そして、これ実

質、契約の金額、本来減免しなかった金額、もう一度お願いいたします。

収支の金額というか、契約でいただく金額といいますか、呉竹荘から契約の時にいただく金額をもう一度お願いします。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 呉竹荘との賃貸料の契約につきましては、2,075万1千円となっております。

委員長 これからいくと、過去の推移からいっても、ホテルが経営されてということが前提でこういう契約になったんやと思いますけど、非常に高い水準、駐車場だけを考えればすごく、令和4年度でも1,145万、平成30年とか29年でも1千2、3百万円と、この辺りやけど、2千万超えているというのは、どういうところからこういう数字になったんか、お願いしたいんですけど。

都市創生課長 2千万を超えているということですが、こちらにつきましては、コロナ前であり、観光客がそれだけ多かったということを考えております。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時17分 休憩)

(午前9時18分 再開)

委員長 再開します。 福居都市創生課長。

都市創生課長 賃貸料の2,075万1千円につきましては、土地の価格の、相続税の評価額の6%というところから算定しておりまして、これで募集をかけて、2,075万1千円で呉竹荘が提案していただいたというところでございまして、この2,075万1千円につきましては、宿泊施設やマルシェ、駐車場等すべてを運営したときの収益からお支払いいただけるものと認識しております。

委員長

ということはホテルとか、早く、契約の時はすぐ建てて、営業が開始されるというのが前提に契約された。ところが、こういう非常に特別なコロナっていうような、そういうのが流行り、それが状況が変わったということからいって、今、建築されてないと。実際のところ減免言ってきたのはわかるんでもない。正直言うて。僕の感覚ですよ。平常時でも1,300か1,200かそれぐらいの収支差額しか出てこないところから言うと、言うてきたのはわかるんでもないかなと。契約は契約やからね。そこの予定どおりになってないというところの話し合いというのはこれでよくわかりましてんけど、実際のところ、こないだ議長が話された、そして今も話された管理の問題、私も正直言うてあそこ使わせてもらおうと、結構おひとりの時あるんよ。まあ言えばトイレも行かれへんやろ。トイレに行っている間に車入ってきたらどないしたらええか、たぶん車のほうも、お金を徴収するのも難しい。だから実質いろんな予約関係や観光バスやなんや、観光協会にたぶんお世話になってはる、呉竹さんはお世話になってはる。実際の管理費というのも前に比べて安くなっているけれども、それなりっていうたらあれですけど、お二人の時もあるでしょうけども、僕が行ったときは結構1人の時が多い。実質反対側から出はったり入ってきたり、違う場所からということで、注意しに行きはったら、またその実質の徴収するところには誰もいてはらへんと、そんなところも見受けるからね、そういうところも含めちゃんとした管理ということも大事。結局のところ呉竹さんがやってはりまんねん、うち関係おまへんねんという、たぶんお客さんは町がある程度管理してと思わはると思います、実際のところ。私からもそのあたりの管理の面をちゃんとしてほしいということも、減免だけ言うてくるんじゃなく、そのあたりも伝えてほしいと思います、これは私の意見です。

なんかそれでありましたら答えていただいても結構ですし、なかったらそのまま次のテーマにしますが。 上田都市建設部長。

都市建設
部長

今、委員長がおっしゃられた内容を真摯に受け止めまして呉竹荘にお伝えし、また改善するところは改善して、適正な駐車場の管理をしていただくように申し述べたいと思います。

委員長 よろしくお願ひします。
中川議長。

議長 もういっぺん再度呉竹さんから減免の申し出、口頭であったとこの前報告あったけど、そのあと副町長が法的にも対処する、それにはうちの顧問弁護士とも相談して町の方針を決めていきたいということで終わってたけど、その後、町の方針として何か決まってきたのかな。

委員長 加藤副町長。

副町長 前々回の委員会の中でお答えさせていただいたとおり、まず、当時、申しあげさせていただきましたが、長期の事業の計画でございますので、一定の信頼関係というのを確認する必要があるという点と、あわせて今、議長おっしゃいました法的な賠償金とか、その当時の委員会のほうで委員さんよりご意見賜っておりましたので、そういったところの取り扱いというのを顧問弁護士のほうに相談をさせていただいております。それとあわせて、本来のまちあるき観光を進めるための事業にとってこういった形が一番良いのかというのを合わせて今現在検討させていただいて、その中で先週になりますけども、一定の町の考え方をまずは呉竹荘のほうにお話し、私、直接話をさせていただいておりますので、まだ内容についてはお話をさせていただいている最中ですので、大まかなことは今申しあげますと、減免というのは考えておりません、一定の賃借料をご負担をいただくという形でのお話と、それ以前にはまず信頼関係というところはうちの町長のほうと相手方の社長さんとお話をさせていただいて、その中で呉竹荘さんのほうは相当の思い入れを持っていただいているようですし、そういったところでの会社の考え方というのも確認させていただいて、事業継続については一定信頼関係というのには築けるものというのを一定判断をさせていただいております。あと、契約の金額につきましては、今、申しあげましたように、減免というのは考えておりませんので、一定の負担額をご負担いただいて、その中で、呉竹荘さんが、一定の金額を提示しておりますけれど

も、それをどう捉えられるか。あと、前回の覚書のほうですと、開業の担保ということで、いついつまでに開業しますというのも覚書のほうに記載をさせていただいておりますけれども、今回は違った形での担保はできないものかというところは、実際に顧問弁護士とご相談をさせていただいているなかで、現在の状況で町から解約をさせていただくということになりますと、違約金というのは契約書の中の19条の中で、特別な事情があった場合については違約金は取れないような。契約の解除の中で、今、現契約のほうでは19条のほうで、正当な理由なく事業の見込みがない場合については町から解除ということができるとはありますが、そういった正当な理由がなければ逆にいえば町のほうから解除というのは非常に難しいというのは顧問弁護士のほうに確認させていただいております。ですので、ご意見とかいただいております2年間で約4千万円の違約金というのは現状のこのコロナ禍での、このこういった事態についてはなかなか難しいということを確認をさせていただいております。それと、逆に解除させていただきますと、今まで呉竹荘のほうで1億円弱の、すでに設計費等の投資をされておりますので、逆にそういったものの訴訟を起こされるリスクというものもございますので、そういった観点で今の状況では、町のほうからは解約はなかなか難しいという状況ということで理解させていただいておりますので、先般、先週に事業継続を前提として賃借料の取り扱いとあわせて、前回のいついつまでに開業するという代わりになるような担保、今この契約のリスクを踏まえた、こういった担保が取れるかというのを、ちょっと町の考え方というのを今お伝えさせていただいておりますので、それについてはちょっと呉竹荘さんのほうの返事待ちということになっておりますので、あわせて、そちらのほうご返事ございましたら、改めてそれを整理して委員会のほうに報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

木澤委員。

木澤委員

以前、前回の話の時には、書面で呉竹さんのほうから出てきてないんで、今のところ議論できませんということでしたけど、今、お聞きすると町も一定の考え方を呉竹さんのほうに示しているということですので、今後また書面で出

てくるのかとか、話がまとまったら、議案になってくるとか、そこの流れがよくわからないんですけれども。

委員長 加藤副町長。

副町長 当時、担当のほうへの相談として、そういった減額等のご相談がございましたので、お話進める段にあたっては直接話させていただくほうが、具体的な内容、このままですとなかなか詰めきれないところもございますので、先だって私のほうから話をさせていただいております。

それと話がまとまるっていうか、一定の方向性が確認できれば、そこで改めて呉竹荘さんから仮に減額なりする場合にはそういった申出書等々は当然、会社からお出しいただくという形になると思います。

木澤委員 その時期的なものはまだわからないということですかね。

副町長 これは今協議中でございますので、それ次第ということでご理解いただきたいと思います。

委員長 いろんな交渉ごとですんで、いろいろあると思います。進展があったら委員会の時に報告だけよろしく願いいたします。

それでは次に進めます。

他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、錦ヶ丘災害復旧工事について、ご説明させていただきます。

課長 今年の6月2日の大雨の影響により、錦ヶ丘住宅地と守谷上池の隣接地で2件の住宅のブロックが崩落し、7軒の住宅が奈良県より宅地造成等規制法第16条第2項に基づく勧告を受けました。

この勧告を受けた7軒の方々より7月3日付けで、復旧工事に必要となる重機などを搬入できる道を住宅地と隣接する守谷上池側へつくり、更なる被害拡

大の防止に協力してもらいたいという要望を受けたところでございます。

また、7月22日、日曜日に要望をいただいた7軒の方々と直接お会いし要望書の内容について協議を行いました。その後、町からため池管理者である守谷池水利組合と協議を重ねましたが、ため池管理者自らがこのような工事を行うことは負担が大きくできないが、ため池内に仮設道路を設置することについて、了承するという回答をいただいたところでございます。

こういったことから、今般、被害の拡大防止、また東側の町道保護等を兼ねて、各住宅が施工する災害復旧工事のための仮設道路の設置を関係権利者との協議がまとまりましたら、町で実施していきたいと考えております。

工事の内容についてでございますが、幅員は4mの仮設道路を住宅側のブロックに沿って設置してまいります。土については池の中の土を改良して再利用しながら仮設道路を設置してまいります。

今後は、9月24日（日）に勧告を受けた7軒の方々に対する工事の説明会を予定しており、工事内容や工事に関する諸条件について確認を行い、合意を得ることができましたら工事費の額を確定し専決処理をしてまいりたいと考えております。その後、早期に工事発注を行ってまいります。

以上、錦ヶ丘災害復旧工事についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けします。
木澤委員。

木澤委員

今、聞かせていただいて、被害受けて苦しんでおられると思いますんで、町のほうもできることで手助けっていうんですかね、協力していつてあげてほしいと思いますので、お願いしておきます。

委員長

井上委員。

井上委員

再度確認させてもらいたいんですけど、池の中の土を改良し、4mの仮設道をとつくる。土の搬入というのは大型ダンプで土の搬入とかいうのは一切ないということですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 現在、池の中の土を再利用するような形で計画しております。しかし、仮設
課長 道の土のボリュームが大変多い状況でございます。池の中の土でもし足りない
場合はそういった搬入も若干考えられるとは思いますが、今のところ池の中の
土で、搬入は極力しない形で整備のほうを考えているところでございます。

委員長 中川議長。

議 長 その仮設道路と、今、復旧をしようとしている住宅の敷地の高さ、これ落差
どれぐらいで計画してはるんやろ。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 仮設道路は今の現状の宅地のブロックの根入れ部分のところの若干高い部分
課長 を予定しておりますが、そこから宅地までにつきましては、南側からずっと北
に宅地が上がっていきますんで、それぞれなんですけど、低いところでだいたい
1 m、高いところで2 mちょっとの高さ、道から宅地の高さはあるような状況
でございます。

議 長 その2 mの落差というか段差があって、復旧するのとか、解体するにはそ
れで問題ないねんな。

建設農林 具体的に一番被害の大きい家の、家が若干飛び出ているようなおうちにつき
課長 ましては、現在町でこのような仮設道を考えておりますということで図面等
をお渡ししてございまして、それをもとにいろんな業者さんにあたりながら解体を
進めていきたいと考えているということご返答をいただいております。

議 長 それともっともっとただせば、もともと錦ヶ丘の道路側から、住宅のほうか

ら解体は不可能やねんな。

建設農林
課長 やはり今の家が宙ぶらりんといいますか、状況の中で、東側からの解体とい
うのは、いつ家が崩落するかわからない状況の中で業者のほうも大変難しいと
いうことは被害者の方から聞いております。

委員長 ほかによろしいですか。

(な し)

委員長 ほかに各課報告事項はございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、3. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等がありましたら
お受けします。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと三つほど聞きたいんですけど、私、前の時に一般質問したときに、
下水のマンホールかな、民地に入っているっていうんか、所有地のところにマ
ンホールが入っているねんけど、それはその持ち主さんに書面をいただいでい
るということなんですけど、これ前ちょっと調べたんですけど、2項道路であ
って、所有者がいてはるということで、その奥も全部確認申請取られているん
ですけど、その所有者が変わった場合ですよね、その土地の所有者が変わった
場合は、もう一度、斑鳩町が所有者と書面をもって書面を交わすのかどうか、
ちょっとその辺聞きたいねんけど。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道 取り決めの中で、その件につきましては、次の所有者に継承するというこ

課長 　　で説明させていただいていますので、変更等はしておりません。

宮崎委員 　変更してないということは、前のままでマンホール入ってますやんか、ほんなら今度その所有者変わったときに、撤去してくれと言われたときは撤去するのかな。

上下水道課長 　　継承するものとするということで契約しておりますので、撤去はいたしません。

宮崎委員 　　撤去しないということは、新しい所有者さんは前の方から継続しているとうんか、聞いてそれを了承して買っているということで理解したらいいのかな。

上下水道課長 　　そのとおりでございます。

宮崎委員 　　もう一点。この前三代川の工事のことでちょっと聞かせていただいたんですけど、あの場所はわかったんですけどあれから上流のことについて県のほうから図面等その辺は示されているのか、聞きたいんですけど。

委員長 　　手塚建設農林課長。

建設農林課長 　　上流といいますと、今の工事区間とJRの間につきましては、まだ詳しい図面等は示されておりません。

宮崎委員 　　もし示されてなかったら、途中橋もあるし、あの辺よどんでますんでね、できるだけ県のどういうふうにしたいというような意向を聞きたいし、あの辺道かなり狭いんでね。できるだけ、それは早急っていうんか、県がこういうふうにするよと言われた時にはもう遅いかもわからへんから、できるだけ、今されるところもかなり道幅狭いんで、対向できない状態なんで、その辺もちょっとよく考えて県と打ち合わせして、今後、斑鳩町のほうもしてほしいと、そして

まあ対岸が、この前の場合は工事にかかわるときに向こうが通れるということやけど、向こう側に4 mぐらいの幅はあると思うんですけど、あれを交互通行にするというような考えは県のほうにはなかったんですかね。

建設農林
課長

今の現道の町道と、左岸側に管理用道路が有効幅員4 mの道をつくる予定でございまして、県におきましては現在河川改修を行っているところでございまして、県のほうでそのような交互通行とか通行規制等々を伴うような計画は考えておりません。それで、現在そういうような状況でございまして。

宮崎委員

富雄川の上流のほうでも橋を挟んで交互通行みたいなことやっておるんで、もし斑鳩町も、もしそれができるんやったら、道幅広げられへんのやったらですよ、そういうようなことも県とうまいこと話してもらって、やっていただいたらどうかなと思います。この三代川に関してはこれからまだまだ続くと思うんで、十分検討していただきたいと思います。

それから、斑鳩東小学校のところですけど、池から学校のところまでの道を広げるということで、3年間で工事やりますよということで聞いたんですけど、それは確かなんですかね。地主さんにちょっと聞いたんですけど。

建設農林
課長

現在301号線のことと思うんですけども、現在、用地の協力を求めながら、昨年、今年と用地交渉を行っており、何件か用地のほうは買収は終わっております。しかし、まだお家のほうが1軒ございまして、そこの建物補償等につきまして現在交渉中でございまして、工事については3年で行うというようなことはどこにも言ってないような状況でございまして。まずは、用地の協力を得れたのちに工事を行っていくということでございまして。

宮崎委員

もうひとつ。この前、小学校の南側なんですけども、寄附していただきましたよね、土地。ああいう土地を寄附していただいたら、なにか条件を出されてもそれに応じるのか、それとも条件出されたら、書面に残して置いておくのか。そういう要望っていうのはなかったんですかね。

委員長

西巻総務部長。

総務部長

現に寄附をいただいたところでございます。条件というのがどういった条件なのか、わかりませんが、この土地にあたって、こうこうこうしてほしいという条件はございませんでした。いわゆる何か公共的に、あるいは通学路等というお話もあったんですけども、結局、そういった条件というのはございませんでして、書面等にも残してない状況でございます、以上です。

宮崎委員

わかりました、もし条件等あったら見せていただきたいなと思っていたんですが、ないのでしたら別に結構なんですけど。ちょっとひとつ前に戻るんですけど、東小学校のところの道を広げるということで、国道25号線から来たほうの道等、あこにちょうどぶつかってしまうんで、道広げたら優先道路変わってしまうと思うんで、その辺はまあ要望なんで、警察とよく検討していただいて、子どもたちの通学路にこれから使っていくと思うんで、その辺どうぞよろしくをお願いします。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

次に、先進地視察についてです。「民間と協働の観光まちづくりについて」をテーマに、静岡県掛川市と愛知県蒲郡市を視察先に選定し、11月6日（月）と7日（火）に実施したいと考えております。

ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり先進地視察を実施したいと思いますが、ご異議ございませんか。

木澤委員。

木澤委員 すみません、こうして行き先書いていただいているんですけど、私ちょっと詳細を聞いておりませんので、わかる範囲で構わないので、ちょっと詳細を教えてくださいいただけますか。

委員長 暫時休憩いたします。

（ 午前9時44分 休憩 ）

（ 午前9時45分 再開 ）

委員長 再開します。 木澤委員。

木澤委員 休憩中に委員長のほうから行政のほうへの視察だということでお聞きをしましたが、私、この視察のご相談、閉会中にいただいたときにも、先ほど副町長のほうからも報告いただきましたけど、呉竹荘さんと交渉中やと、町のほうが交渉中やということで、今後、議案にもなりかねないような時期に、こうした視察に行くというのが、ちょっと思うところがありますんで、そのことだけ意見として申しあげておきます。

委員長 正直、呉竹荘さんと設定して話し合いするというようなことは今は一切考えてない、今後もないという形の視察ということだけ申しあげておきます。完全に先進地、当町と同じようなケースでの先進地だということで私は考えておりますので、そのことだけよろしく願います。できたら全員参加で行きたい

など思っているところぐらいです。

木澤委員 今、詳細をお聞きしましたんで、改めて検討はしたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 この件に関しては一応ほかの方は異議なしということで終わっておきます。
議長におかれましては、先進地視察計画書について、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。
中西町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午前9時48分 閉会)